

こども基本法の学習会

～すべてのこども・おとなに知ってほしい～

こどもの基本法について、まずは知ることから始めよう。子どもが持つ権利を守り、育てていくために私たちの住む地域で子どもと一緒にできること、何が必要かを考えていきます。是非ご参加下さい。学習会は無料です。

日 時 9月2日(土)

午前10時～12時

場 所 富田林市立人権文化センター

2階集会室

講 師 吉永省三さん

国連NGO子どもの権利条約総合研究所顧問

公益財団法人子ども情報研究センター理事

泉南市子どもの権利条例委員会会長

内 容

今後のこども政策の基本理念として、

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。（こども家庭庁）

子どもの最善の利益とは、その子どもに関わるすべての行動や決定をとるにあたり、その子どもの最善の利益がまず考慮されるという、子どもの権利条約の基本的な原則です。

私たちは、基本理念を基に、こどもに関わる組織や団体が相互の活動を大切にしながら、連携して取り組んでいける方策を一緒に考えたいと思います。

主催 一般社団法人富田林市人権教育推進センター

連絡先 0721-20-0285

2023年8月16日

会 員

様

関係者

一般社団法人富田林市
人権教育推進センター

こども基本法学習会のご案内

日頃の当推進センターへのご支援、ご協力に感謝いたします。

さて、標記のこどもの基本法学習会を下記の日程で開催する運びとなりました。

こども基本法は、子どもの施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022年6月に成立し、2023年4月から施行されました。

この基本法は、こどもの豊かな成長、発達にとってとても重要な法律です。

つきましては、下記の日時で開催します学習会へのご参加を心よりお願い申し上げます。

記

日 時	9月2日(土) 午前10時～12時
場 所	富田林市立人権文化センター 2階集会室
講 師	吉永省三さん 国連NGO子どもの権利条約総合研究所顧問 公益財団法人子ども情報研究センター理事 泉南市子どもの権利条例委員会会長